

13.その他の事項

(1)管理義務(条例第19条)

掲出者や管理者は、屋外広告物の補修、その他必要な管理を怠らないようにして、良好な状態に保持しなければなりません。

管理者設置届等(条例第20条・21条)

- ・市長の許可を受けた屋外広告物を掲出する場合は、必ず広告物の管理者を置かなければなりません。
- ・管理者を設置した場合は、遅滞なく市長に屋外広告物管理者設置届を提出する必要があります。
- ・掲出者に変更があった場合や管理者等が氏名や住所を変更した場合も、遅滞なく市長に屋外広告物表示・設置者(管理者)変更届を提出しなければなりません。

(2)広告物等の除却義務(条例第22条第1項)

屋外広告物の掲出者又は管理者は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、当該広告物を除却しなければなりません。

- 許可期間が満了したとき
- 許可が取り消されたとき
- 広告物の掲出が必要でなくなったとき
- 経過措置期間が経過したとき

除却等の届出(条例第22条第2項)

屋外広告物を除却した場合は、遅滞なく市長に屋外広告物除却(滅失)届を提出しなければなりません。

(3)措置命令(条例第23条第1項)

条例の規定に違反する屋外広告物については、その掲出者や管理者に改修、移転、除却などの是正措置を求め、これに応じない場合には強制的に撤去することがあります。

(4)違反の表示等(条例第36条)

市長は条例や条例に基づく許可に付した条件に違反した屋外広告物に、当該広告物が違反した旨を表示することができます。また、広告物の掲出者や管理者が条例や条例に基づく許可に付した条件に違反した場合は、その内容について公表することができます。

(5)罰則(条例第38条～第41条)

次のような場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

市長の改修、移転、除却などの命令に違反したとき
許可が必要なのに許可を受けなかったとき
禁止されている地域や物件に掲出したとき
屋外広告物管理者設置届等を提出しなかったとき など